

第六十三号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の利用料の額から割引した額をもつて定期入場券を発行することができる。

別表第一海浜公園の項中

東京都立辰巳の森海浜公園

東京都江東区辰巳二丁目

を

東京都立辰巳の森海浜公園	東京都江東区辰巳二丁目
東京都立海の森公園	東京都江東区青海三丁目地先

に改める。

別表第二 一の項中「千五百三十六円」を「千七百十一円」に改め、同表二の項中「七百五万四千九百円」を「七百二十三万三百円」に改める。

別表第五中「九百九十四円」を「千百四十六円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、「八百八十八円」を「千二十

四円」に、「三百五十五円」を「四百九円」に、「七千四百円」を「八千九十二円」に、「一万六千六百円」を「一万九千二百円」に、「二十九円」を「三十四円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は同年六月一日から、別表第二及び別表第五の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 別表第二及び別表第五の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている当該改正規定の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

海上公園に、定期入場券制度を導入するとともに、東京都立海の森公園を新設するほか、使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。